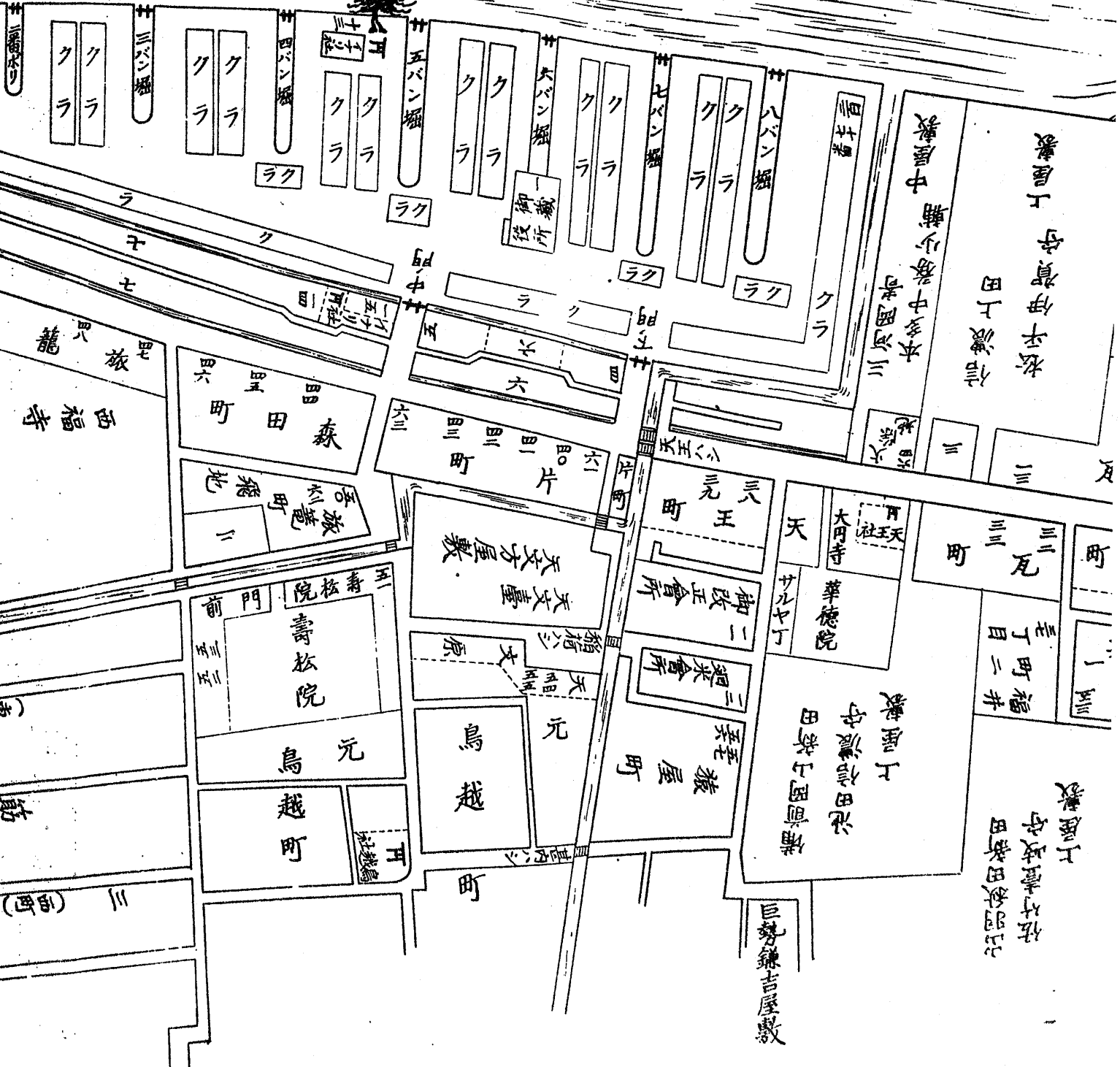


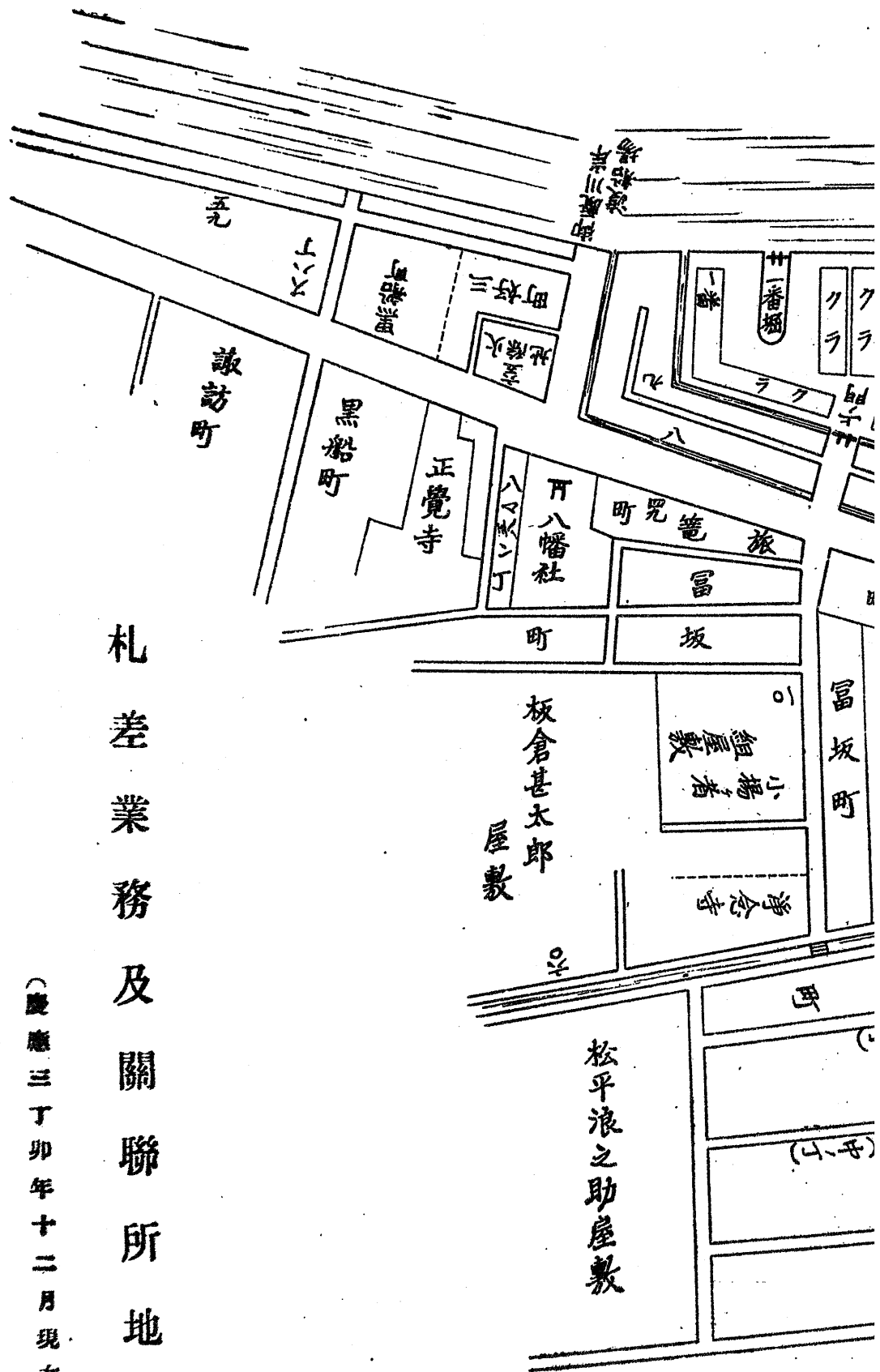
Title	札差雑考
Sub Title	
Author	幸田, 成友(Koda, Shigetomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.1 (1928. 3) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	口繪:札差業務所及關聯所地圖
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

松屋敷





札差業務及關聯所地圖

(慶應三丁卯年十二月現在)

一七	鹿嶋屋利右衛門	三五	松坂屋市右衛門	五	松屋佐吉
一八	同 利助	三六	伊勢屋市右衛門	同	同 傳之助
一九	下野屋鐵吉	三七	同 同町貳丁目	七	大口屋彌右衛門
二〇	同 十右衛門	三八	笠倉屋彌七	同	同 猪三郎
二一	鹿嶋屋清兵衛	三九	同 天王町	同	同 八幡町
二二	同 清助	四〇	和泉屋源兵衛	同	同 八幡町
二三	同 清三郎	四一	同 權太郎	同	同 諏訪町
二四	同 貢吉	四二	同 多七	同	同 諏訪町
二五	坂倉屋平吉	四三	和泉屋喜平次	同	同 新堀端(榮久町)
二六	同 由次郎	四四	同 喜四郎	同	同 新堀端(榮久町)
二七	伊勢屋三郎右衛門	四五	同 才兵衛	同	同 新堀端(榮久町)
二八	同 森田町代地(新森田町)	四六	同 片町	同	同 新堀端(榮久町)
二九	三 十一屋善八	四七	坂倉屋万右衛門	同	同 新堀端(榮久町)
三〇	同 旅籠町代地(旅籠町二丁目)	四八	伊勢屋幾次郎	同	同 新堀端(榮久町)
三一	三 一 伊勢屋彌兵衛	四九	坂倉屋仁右衛門	同	同 新堀端(榮久町)
三二	三 一 永岡屋勝左衛門	五〇	坂倉屋七郎兵衛	同	同 新堀端(榮久町)
三三	三 二 笠倉屋喜右衛門	五一	同 森田町	同	同 新堀端(榮久町)
三四	三 二 伊勢屋清左衛門	五二	伊勢屋清七	同	同 新堀端(榮久町)
三五	同 嘉左衛門	五三	伊勢屋四郎次郎	同	同 新堀端(榮久町)

大正四年參月

和泉屋 細谷 多七 誌

史學 第七卷 第一號

昭和三年二月

札差雜考

其一 札差の人名及び株數

本圖は舊札差和泉屋多七氏（細谷氏）の調製にかゝる。題して「札差業務所及關聯所地圖 慶應三丁卯年十二月現在」といひ、大正四年三月同氏から東京高等商業學校即ち今の東京商科大学に寄贈せられた。ここに掲げたは原圖の三分の二の大きさで、原圖の左端にある索引表は行毎にある縦の野線を省いて別紙に印刷に附した。

札差については古く三田學會雜誌第九卷八號及び九號に小論文を載せて置きましたから、大要はそれで御承知を願ひます。一口にいへば、札差は江戸幕府の旗下御家人中藏米取の者共のために、代理と

して藏米を請取り、又之を賣拂つて遣るのが本業で、収入としては依頼者即ち札旦那から手数料を徴收したに過ぎなかつたのですが、何時しか請取るべき藏米を擔保として金銀を融通し、利息を取ることとなり、之によつて頗る富貴の生活を營むに至つた。丁度大阪の掛屋が大名の藏物の賣拂代金を預るのが本職で、それから一步進んで大名に貸金をしたと同様で、札差と掛屋とは江戸時代東西に於ける武家の金融機關であつたのです。

幕府の米藏は初期には方々にあつたが、それが取崩されて本所と淺草との二ヶ所に集合した。本所の御藏は先年の大震災に稀有の慘事を演じた被服廠の敷地にあつたもので、俗に之を御竹藏といふのは、元來竹木の倉庫であつたからである。淺草の御藏は大震災前の高等工業學校・淺草地方專賣局・及び東京電燈會社の敷地を含み、總坪數三萬六千六百四十八坪三合、創建は元和六年、寛政弘化兩度の建増によつて、ここに六十七棟三百五十四戸前の米藏が建つてゐた。隅田川の水を引いて堀を穿ち、北から一番堀二番堀と數へて八番堀に至るまで、都合八筋の堀があつたが、今は堀幅を縮め、又僅に昔時の面影を偲び得た六戸前の米藏も大震災で潰れてしまつた。

かやうに幕府の米藏は二ヶ所にあつたが、何といつても淺草の方が主で、藏米給與の手續はすべて此所で取扱ひ、本所はいはゞ淺草の出張所で、單に藏出をするだけであつた。従つて札差業を營むものは皆淺草御藏の附近即ち引括めて御藏前（御字を省いて單に藏前ともいふ）と稱する地に店舗を構へた。

その町名を列擧すれば、淺草茅町・同所瓦町・同所天王町・同所大圓寺門前・同所片町・淺草森田町・同所元旅籠町壹丁目・同所同町貳丁目・同所猿屋町・同所三好町・同所大護院門前となる。この地圖には茅町を一丁目二丁目に分けてありますが、正確にいへば勿論さういはねばなりません。それと反對に地圖に單に旅籠町とあげてある所は、正しくいへば森田町のつゞきが元旅籠町一丁目、そのつゞきが同二丁目、最初は單に旅籠町一二丁目と稱へた所、新旅籠町が出来てから元の字をつけたに相違ない。又大圓寺門前といふのは俗に天王といふ場所、大護院門前といふのは旅籠町の八幡社の別當を大護院といひ、その門前の意味で、俗に八幡町といふ場所を指す。尙本圖によつて平右衛門町・福井町・壽松院門前・天文原・新堀端・諏訪町等に札差が住んでゐることが分りますが、是等の場所は實は御藏前とはいへない。要するに御藏前の札差といふのは大體の話です。

一方には札旦那のために米金を請取る札差仲間が御藏前に店を列ねてゐれば、一方には御藏を保管し、米金の支拂に携はる幕府の役人やその配下の人々が可成多數ゐて、彼等の執務する役所や、住宅が、また御藏の構内或はその附近にある。今本圖記號の順序に従ひ、その方から説明を加へて見やう。

(一) 御藏役所 中の門を入つて右、下の門を入つて左にある役所で、御藏奉行以下日々出勤して事務に執掌する。

(二) 吉岡榮之助 (三)(三)は書替奉行の役所で、前者は新堀端の東岸、後者は瓦町の東側にありま

(三)垣屋義輔 すが、(三)は最初天王町にあつて(三)と並び、享保年間類焼して猿屋町の西に移り、天明年間また類焼して現在の場所へ移つた。書替奉行は一に御切米手形改といふ位で、藏米請取手形を改めて裏印を加へ、それを御藏奉行が請取つて表記の米を拂出すのですから、いはゞ旗本御家人が差出す請求書の正確なことを證明する役廻りです。勘定奉行の支配で、役料二百俵を給せらる。慶應四年出版の大成武鑑(出雲寺版)に吉岡垣屋兩名の氏名が出てゐるが、武鑑には義輔となくて儀輔とある。配下に手代が九人づつゐて、役宅内の長屋に住んでゐた。

(四)花田武兵衛 (四)(五)は御藏奉行の役宅で下の門に向つて左側が(四)、中の門に向つて右側が(五)です。勘定奉行支配、役料二百俵を給はることは書替奉行同斷。仕事は藏出米の出納保管、御藏の營繕監督等で、慶應四年の武鑑には御藏奉行として七人の氏名を載せてゐますが、この定員は文政八年九月の改正で定まつたもので、それ以前に度々定員に變更があつた。七人になつてから、二人は淺草御藏外に二百坪づゝの役宅を、五人は本所御藏内に三百坪づゝの役宅を有したと、吏徴上巻にある。慶應四年の武鑑には七名中二名は頭書に淺草御役屋敷、三名は本所御役屋敷とあるが、殘一名は淺草天王橋、一名は下谷二長町とあつて、雙方共本人の住宅らしく見える。

(六)(七)(八)(九)御藏手代自宅 下の門から北へ御藏に沿うて御藏手代の住宅がある。慶應四年の武鑑に御藏手代は定員五十四人、内組頭七人、内助手代二十七人とあつて、助手代は五十四人の中へ入るやう

ですが、吏徴別録を見ると、五十四人の外にあるやうです。兎に角定員は時代に従ひ色々變更があつた。手代の仕事は藏出米を計算し、割札を作ること、端米を渡し、割札の一片を切落すこと、御門搬出米の切手に検印を加ふること等です。

(一〇)小揚ヶ者役宅 船積の米を陸揚げする人夫の總名で、頭・杖突・平小揚の三つに分れる。寛政二年以來定員二百四十四人と吏徴別録にあるが、武鑑には二百人と出てゐます。

(一一)御改正會所 猿屋町所在の御改正會所は初め御貸附會所と呼び、寛政元年十二月落成、間口二十間奥行二十五間、町奉行所掛りである。是歲九月老中松平定信が札差仲間を下した一大鐵鎚は、史上に著名な事實で、今更細説を要せぬことと信じますが、要するに旗本御家人累代の負債を解除せんために、天明四年以前の貸附金を全部棄捐とし、天明五年以後の貸附金及び新規貸附金の利子をそれ／＼低下せしめたので、旗本御家人にとつては甚だ歓迎すべき改正であると同時に、札差仲間にとつては頗る苦痛であつた。そこで札差仲間の苦痛の幾分を和げ、彼等が圓滿に貸附を行ふやうに、猿屋町の明地に新に御貸附會所を作り、幕府の下附金と外町人の差加金とを合し、札差仲間が札旦那に貸出す金の不手廻な場合、會所に出願すれば、この金の中から融通してやるといふ趣向を立てた。つまり札差仲間の銀行を建ててやつた。さうしてこの會所が出来てから、會所で取扱つた種々の貸附金については、随分興味のある史實もありますが、委しいことは札差事略御改正の部卷十七より同廿一に至る五冊に譲つて、こゝ

には略します。

(二)廻米會所 正しくいへば御廻米納會所で、寛政六年二月建置、御勘定所掛りである。猿屋町火除地の内にて表間口九間裏幅九間四尺、裏行東方廿五間四尺西方廿二間餘といふ。諸國から廻送して來る年貢米を、この會所が検査した上で御藏に收納する。廻米の外に町方から米を買入れる場合も無いでは無い。御藏の在米が藏出米に比して不足を生ずる場合、又市中の米價調節を目的として買上米を行ふ場合があつた。文政末年淺草本所御藏總納高三十八萬六千五百石餘、内二萬六百石買納分、また弘化四年閏四月廿九日、淺草本所御藏在高三十四萬七千五百六十八石二斗八升八合餘といふ數字があります。

(三)櫻ノ森稻荷社 名木首尾松の傍にある。

(四)矢ノ倉稻荷社 享保頃濱町矢ノ倉にあつた御藏を淺草に移すに際し、その鎮守をも併せて今の地に移したといふ。

(五)札差行事詰所 矢ノ倉稻荷の別當を福昌院といふ。札差仲間はその奥座敷を借りて仲間の寄合や行事の寄合に使用してゐた。文化十二年の書類に寄合座々料金六十兩とあるから、まだ當時は座料を出して福昌院の座敷を借りてゐたに相違ない。従つて中の門外福昌院の前に新築して之を中の口會所又は札差會所と唱ふるに至つたは、文化十三年以後であることだけは明白であるが、まだ何年といふことを明白にせぬ。

(一六)以下(六〇)に於て、細谷氏は慶應三年十二月現在の札差仲間の住所・屋號・名前を擧げられてゐますが、一番號の下に二名三名の屋號名前を記された分も相應にあつて、番號數は四十五ですが、人名は七十四名に達してゐます。この番號數即ち家數と人名即ち株數との相違については後文に説明を加へませう。札差業者は享保八年から再三仲間公認即ち株許可を願出でたといふが、本文の現存してゐるのは、享保九年五月十一日附を以て、南町奉行大岡越前守忠相宛に差出した願書で、署名者は百九人ある。之に對し町奉行勘定奉行合議の上老中へ伺を立て、その指圖により願人一同を南町奉行所内寄合へ召し、北町奉行諏訪美濃守頼篤立會の上、越前守忠相から札差株許可の旨を申渡したは享保九年七月廿一日で、彼等は即日右申渡に對し請書を上つた。

最初に株を得たは百九人で、仲間では之を起立人と呼んでゐる。その住所・屋號・名前は仲間の書類は勿論、仲間以外の書類、例へば享保撰要類集九ノ上正事集十九等にも見えてゐる。それ等によると片町組が吉田屋喜兵衛から庄内屋久兵衛まで三十一人、森田町組が坂倉屋長兵衛から上總屋五郎右衛門まで四十七人、天王町組が大口屋治左衛門から大口屋源七まで三十一人、計百九人となるのです。

百九人を三組に分けることは、五月の願書の一節に見え、その文句を殆どそのまま七月の申渡中に用ひてゐます。

淺草御藏前札差宿之儀、外之者札差宿不致候様に仕、組合を定、札差宿仕度候。然にあつては願人

百九人の者片町組・天王町組・森田町組三組に分け、常々行事組合五人宛相勤、三丁にて拾五人宛、月代りに行事相勤、月々御扶持方・三季御切米・御藏之出米直段相改め、行事共方にて張紙致置、少も相違無之様に可致吟味候。……

三組に分けることは、豫定の計畫であつたのですが、三組の順序は願書及び申渡には片町組・天王町組・森田町組とあり、七月廿一日の請書及び八月の町觸には片町組・森田町組・天王町組の順序に住所・屋號・名前を記し、又元治二乙丑年四月再版とある両面の摺物によると、その一面を天王町組・片町組・森田町組と横に三段に分け、毎町組を一番組から六番組まで縦に六行に分けて、札差の屋號名前が記してある(他の一面には御藏御場所見廻組合割附を記す)。さすれば三町組の順序、どの町組を先とし、どの町組を後にするといふやうな仕來は、決して無かつたものと考へられます。

札差仲間の町組別は大體の方角によつただけで、片町組の札差必ずしも片町に住したといふのでは無い、森田町組天王町組の札差も存同斷である。試みに百九人の住町を調べて見ると。片町組は片町外九ヶ町に、森田町組は森田町外六ヶ町に、天王町組は天王町外五ヶ町に散居してゐた。

札差百九人を往々百九軒といふ人もあるやうであるが、それは間違である、人數と家數とは最初から一致してゐない。二男・三男・支配人・手代等の名前を書出して株を得て置いたからである。文政七年の調査によると、家持五十五人・店借二十四人・同居十七人、計九十六人とある。同居といふからは、株は所

住 町	片町組	森田町組	天王町組
御藏前片町	八	一	
御藏前森田町		二二	
旅籠町一丁目	一	二一	
旅籠町二丁目	三	二	
新旅籠町	三	一九	
御藏前天王町			七
瓦町	二	一	三
茅町一丁目			二
同 二丁目	一		一
平右衛門町			二
猿屋町	二		六
福富町	一		
諏訪町	七		
黒船町		一	
計	三一	四七	三一

札差雜考(幸田)

持してゐるが、獨立に店を構へてゐる者ではない、家持にせよ、店借にせよ、兎に角店を持つてゐる札差の家に同居してゐた譯である。索引表に於ける家數と人數との相違は之によつて明白となつたと信ずる。

札差仲間に條目帳と題する帳簿がある。仲間の遵守すべき規約を認め、最後に當時の仲間が一同署名連判をしてゐる帳面で、第一回の條目帳は享保九年(一七三二)七月で連判の人員百九人、第二回が寛保三年(一七六三)正月で百人、第三回が明和二年(一七六五)四月で九十七人、第四回が安永七年(一七七八)正月で九十六人、第五回が文政四年(一八二二)三月で同じく九十六人、第六回が文政九年(一八二六)二月で同じく九十六人、第七回が嘉永五年(一八五二)四月で百一人ある。條目帳は以上七回限りであるが、その以後の人員は、元治二年四月再版の兩面摺によると嘉永同様百一人あるが、それ

から滿三年たぬ中に、細谷氏の索引表に従へば七十四人に減じてしまつたのである。

株は親から子に傳へるのが順當であるが、時として親類縁者又は支配人手代に譲ることもあり、親類縁者と稱して他人に譲渡することもある。併し是等は名義人の屋號名前を變へるだけで、株の總數に於ては何等の異動を生じない。殊に親子讓の場合に於ては、代々同名で通すのが通例である。株數の減ずるのは上り株となつた場合に限るといはねばならぬ。上り株といふのは駆落又は犯罪によつて町奉行所に取上げられた株式をいふ。享保から寛保までに上り株が九つある。その中駆落によつたものが七つ、残り二つは犯罪事實によつたもので、殊に寛保三年の若松屋利右衛門一件の如きは稀有な例で、彼は享保八九年仲間から世話役を依頼せられた位の人物であるが、當時の頼證文を改竄し、それを證據として引續き仲間の總世話役に任命してくれろと出願し、結局謀書の罪に落ちて、寛保三年四月十二日小塚原で獄門に處せられた。第二回の條目帳は寛保三年正月のものであるが、若松屋は當時取調中であつたため連判の中になく、署名人は合計で百人となつて居る。その後延享二年・寶曆七年・明和二年に各一名の駆落人があつたため、第三回の條目帳は九十七人となり、それから安永六年十月井筒屋甚三郎が休株となつたので、第四回の條目帳は九十六人となつてゐる。休株といふのは商賣の都合により戸を閉ぢて休業して居るので、仲間の負擔する入用割から省かれる代り、行事にもなれず、札差總連判にも預れない。併し株が無くなつたといふ譯ではないから、機會を待つて再び開業することもあり、又そのまゝ他

へ譲渡してしまふこともある。第四回の條目帳には九十六人の名前を擧げてあるが、實をいへば株數は九十七で、その中井筒屋甚三郎の分が休株となつてゐたので、その株は天明元年伊勢屋七兵衛が譲請け、九十七人となつた所、寛政元年また上り株が一株あつたため、第五回及び第六回の條目帳には九十六人となつて居る。

享保以來寛政までに上り株となつたものが合計十三あるが、この上り株を仲間へ下げてやらうといふ内命が、明和五年三月にあつた。尤も當時は上り株が十二であつたが、仲間にとつて甚だ結構な話故、悦んで之を承諾し、冥加として金三百兩を五ヶ年賦に上納しやうと申立てたが、その後何の沙汰もなく、明和七年十月に至つて冥加金増額の諭旨を蒙つた。よつて仲間から冥加金を八百兩に増し、千二百兩に増し、更に改めて毎年百二十兩宛無期限上納と申立てたが、遂に取上とならず、上り株はそのまゝになつた。それから天保七年になつて株取放の命を受けたものが五人ある。中にも松屋佐吉は本所番場に能舞臺を拵へ、町人の身分を顧みず不届至極につき、又伊勢屋伊兵衛同忠兵衛は博奕のため入牢につき、札差御取放といふのですから之は上り株と見るのが當然です。尤もこの以前上り株となるべきものが、仲間の出願により養父並びに子供へ下げられたり、一旦仲間へ預けられ、所謂仲間持株一に釣株となり、その後然るべき希望者へ譲られた例は若干あるが、是等は將に上り株とならんとする際に起ることである。既に一旦上り株となれば、再交付の難しいことは前掲の記事で明瞭ですが、それにも拘らず松屋佐

吉外四名は弘化三年閏五月及び十一月を以て赦免となり、再び札差業を營むを得た。之は天保十二年の株仲間解放令により、株は廢止となり、たゞ營業のみが残つたのみか、後文に説くやうな事情で、札差宿の一人でも多からんことを官邊で希望した時代故、都合好く再び開業し得たのであらう。

天保十二年十二月の株仲間解放令は、菱垣廻船積問屋に限るといふやうな誤解があつたため、翌十三年三月幕府は重ねて諸株諸仲間の廢止を令し、札差共が町奉行所に差出して置いた株帳條目帳等は凡て印形を抹殺してしまつた。之で札差株は名實共に失はれたが、新に札差業を營む者は一人も無い、札差業は新に營まうとしても所詮出來ぬ業務である。在來の札差は依然親睦して規律を保ち、月行事場所行事といふものは無くなつたが、當番或は世話役の名稱を以てその勤務を代行した。併し札差業者は單に株を失つただけでは濟まなかつた。彼等は改革の趣旨を賛し、向後貸附金の利子を年一割二分から一割に減じたのみならず、更に從來の貸附金に對し、利子の引下及び年賦高の減額を數字を以て示し、特に天保八年十二月以前の貸附金を無利息とする旨を申立てた。然るにこの仕法書は幕府の嘉納する所とならず、天保十四年十二月十四日に至り、突如として貸附金は新古の差別なく無利息年賦濟となすべき旨を令せられたので、札差業者間に大恐慌を惹起し、表戸を閉ざして休業を表明するもの四十九名の多きに及んだ。幕府は大いに驚き、同月廿二日勘定所御用達川村傳左衛門外八人、町方御用達仙波太郎兵衛外四人、町方御用達並染谷次助、合計十五名に命じて急に札差業を營ましめ、次いで御改正會所に金二

萬兩を貸下げ、之に仲間助合金として有福な札差四名より差出した金一萬兩、新規札差十五名より差出した金一萬兩を加へ、札差業者に貸付け、舊の如く家業を營めと諭したので、四十九名中三十八名だけ再び店を開けることとなつた。新規札差は業務には不慣であるし、店舗を構へやうとしても急に然るべき家屋を得ることも出来ず、十五人中十名まで御免願を出し、弘化元年十二月閉居となつた。

嘉永四年三月株仲間が再興された時、株帳に捺印した札差は、天王町組三十二人・片町組三十五人・森田町組三十四人、計百一人である。在來の九十六人へ新規札差中營業を持續したものの五人を加へれば、百一人となり、元治二年四月の仲間人員もやはり百一人である。然るに細谷氏の索引表に従へば、慶應三年十二月には僅に七十四人外無い。元治二年は四月に至り慶應元年と改元した。慶應元年四月から慶應三年十二月までは僅に二年八ヶ月である。二年八ヶ月の間に二十七人の札差を減じたとすれば頗る異様である。元治二年の両面摺は出版物で、一面には町組及び番組によつて札差仲間の屋號名前を記し、一面には御藏御場所見廻の組合（一番組から九番組まで）によつて仲間の苗字・名前・菩提寺を記してある。之を疑ふ餘地は無い。又細谷氏は御自身多年札差を勤められ、仲間の店舗の位置を一々圖上に記入された位であるから、本圖索引表の記事に疑を挟む餘地は無い。史料は雙方正確であり、而も札差の員數に於て二十七人の相違あることを如何に解釋すべきか。結局自分は享保度に許可された百九人につき一人一人その持株の移動を調査することに決した。勞多しと雖も、之より外に方法が無いと信じたから

である。

自分は先づ享保度の札差仲間人名表につき、享保以來上り株となつた十三株の最初の持主に、を附し、
天保十四年の新規札差人名表につき、御免願を出して聞届となつた十名、川村傳左衛門・本庄多三郎・山
上重郎兵衛・三谷三九郎・芹川六兵衛・鈴木重兵衛・森川五郎右衛門・三村清左衛門・村越庄左衛門・内藤佐
兵衛に、を附けた。

(い)吉田屋喜兵衛 享保廿一年四月十五日駆落に付、上り株となる。

(ろ)松本屋庄右衛門 右同斷。

(は)利倉屋善兵衛 仲間出入に付、享保十年七月廿八日上り株となる。

(に)伊勢屋太郎左衛門 享保十六年七月廿八日駆落に付、同八月三日上り株となる。

(ほ)上總屋五兵衛 寶曆七年七月十一日駆落に付、同月十四日上り株となる。

(へ)福田屋七郎左衛門 延享二年三月廿三日駆落に付、同年七月上り株となる。

(と)利倉屋七兵衛 引合一件に付吟味中病死、寛政元年六月十八日上り株となる。

(ち)武藏屋岩太郎 岩太郎事甚五郎享保二十年四月二十日駆落に付、上り株となる。

(り)木綿屋吉兵衛 享保十六年十二月十六日駆落に付、同月二十日上り株となる。

(ぬ)伊勢屋久兵衛 享保二十年四月二十日駆落に付、上り株となる。

(る) 堺屋長右衛門 同人株、享保十二年正月下野屋七郎右衛門讓請、延享元年六月大口屋勝次郎讓請、寶曆五年十二月大口屋金左衛門讓請、仲間入。同人儀明和元年十二月駆落に付、同二年正月上り株となる。

(を) 豊嶋屋伊兵衛 同人株、年號不明利倉屋九兵衛讓請、仲間入。寛保元年十一月廿三日駆落に付、同二年二月廿八日上り株となる。

(わ) 若松屋利右衛門 寛保三年四月十二日御仕置に付、同月十五日上り株となる。

残り百一人中、何人の株を細谷氏の索引表にある七十四人の人々が傳へたかを調べ、享保度及び天保度の札差人名表の下に、索引表と照應するやう番號を記入した。例へば索引表(三八)にある和泉屋源兵衛は何人の株を傳へたかといふと、これは享保起立の和泉屋源兵衛の株をその子孫が代々繼續したのである。それから(三八)の和泉屋權太郎は享保起立の近江屋傳兵衛の株を、又和泉屋多七は享保起立の相模屋佐平治の株を傳へたのである。よつて享保度札差人名表中片町組近江屋傳兵衛・天王町組相模屋佐平次・同和泉屋源兵衛の下にそれ／＼(三八)と記し、特に百五十年間連綿として家名を維持した和泉屋源兵衛の氏名の右旁には。を附した。起立以來幾回なく持主を代へた株もあるのに、一度も他人の手に渡らなかつたは珍重すべきで、その分は合計十七株あつた。片町組森田屋市郎兵衛森田町組山口屋甚兵衛は、屋號も名前も共に變つて、前者は坂倉屋長左衛門、後者は松屋佐吉となつたといふが、之には何か事情があ

るらしいから、○印から省く。

兎に角七十四名を百一名から除き、残り二十七名について持株の沿革を調べて見ると、二十七株は元治二年四月に存してゐたのみならず、その後とても異動があつたとは認められない。然らば慶應三年十二月に於ても株數はやはり百一で、その中七十四名は家業を營み、二十七名は休業してゐたものと解釋するより外は無い。かういつては單に推測に止るやうであるが、この推測を確かむる史料がある。それは安政四年二月に三町札差惣代坂倉屋喜右衛門外十七人から町奉行所に差出した歎願書の冒頭に、

一近來仲間の者共何も出金多難繼罷在、中には家業艱難取續相休居候族も多人數御座候處……

とあるので、先づ休業者が多かつたことが知れる。然らばその休業者の人數は何程といふと、天保十四年御改正會所へ幕府から交附せられた二萬兩を拜借したは八十七人であつた。即ち株式所有者は當時百一人あつたが、實際店を開いてゐる者は八十七人に過ぎなかつたので、株式所有者はその以後元治二年四月はいふに及ばず、慶應三年十二月に至るまで、依然として百一人であつたが、實際の營業者は前掲八十七人から更に減じて最後に七十四人となつたのであらう。たゞ何年に何人の休業者を生じ、何年に何人の休業者を生じたかゞ不明であるばかりだ。

最後に一言すべきは札差の苗字である。町人は何屋何兵衛といふのが通例で、苗字は殆ど分らぬ。札差では伊勢屋四郎左衛門の青地氏、坂倉屋清兵衛の酒井氏、十一屋善八の大谷氏、その他二三が分つて

居る位に過ぎなかつたが、元治二年の兩面摺の一面御藏御場所見廻組合割付に札差百一名の苗字・名前・菩提寺が出て居るので、之を他の一面にある百一名の屋號名前と對照し、名前の同一なるものを拾つて、出来るだけ苗字と屋號との一致を試みて見た。例へば

一向 東門跡明順寺 伊藤源兵衛 和泉屋源兵衛

一向 東門跡明順寺 伊藤權太郎 和泉屋權太郎

眞言 土富店地藏院 細谷太七 和泉屋太七

こゝに和泉屋源兵衛同權太郎の伊藤氏なることは、先づ名前の一致によつて證せられ、屋號和泉屋及び苗字伊藤の二つづゝあること、並に菩提寺の同一なることによつて強められるが、第三の例に於ては單に名前の一致に過ぎぬ。若しその名前が特別なものならば、名前だけの一致で充分であらうが、若し極めて平凡にして誤り易きものか、或は仲間中に同名前が二名若しくはそれ以上あつた場合には、一致は極めて困難となる。

日蓮 車坂蓮花寺 夏目義兵衛 井筒屋義兵衛

一向 東門跡願龍寺 井田義兵衛 坂倉屋義兵衛

一向 東門跡善照寺 齋藤庄兵衛 相模屋庄兵衛

淨土 黒船町正覺寺 藤井庄兵衛 井筒屋庄兵衛

禪宗 新寺町東國寺

高橋市右衛門

伊勢屋市右衛門

天台 天王寺町大圓寺

和田市右衛門

松坂屋市右衛門

第一の例は幸に井筒屋八郎右衛門が夏目氏で菩提寺が蓮花寺であること、坂倉屋七郎兵衛坂倉屋仁右衛門が井田氏で菩提寺が願龍寺であることが分つて居るので、夏目義兵衛は井筒屋義兵衛、井田義兵衛は坂倉屋義兵衛同人なりといへる。第二の例になると、相模屋は一軒限りで苗字の比較が出来ないし、井筒屋は夏目氏を名乗る前掲二名の外、井筒屋三右衛門といふ者がゐるが、之は米津氏であるから、結局相模屋井筒屋どちらが齋藤氏で、どちらが藤井氏か推定することが出来ぬ。第三の松坂屋は一軒限りであるが、伊勢屋を名乗る札差は澤山ある、伊勢屋市郎左衛門といふ人が高橋氏でその菩提所が東國寺であることが分つて居るので、伊勢屋市右衛門は高橋市右衛門に相違なく、従つて松坂屋を和田氏と推定する。斯様にして十中八九までは苗字を明らかにすることを得た。俳人夏目成美が札差としては井筒屋八郎右衛門（五代目）であり、勝鹿文庫と稱して萬卷の藏書を貯へ、又眞本千金方を模刻した松本幸彦が、札差としては伊勢屋安右衛門（二四を見よ）であることが知れる。併し自分が兼ねて知りたいと思つてゐる札差事略及び札差業要集の著者扇谷定繼が何人であるか、未だ發見し得ない。業要集文政元年の自序によれば、定繼は野州の山中から出て、札差の家に奉公し、主家の持つてゐる明株を引受けたとあるからは、札差に相違ないが、百一名中扇谷の苗字を名乗るものは無い。或は幕末まで繼續せずに退轉

したか、何分判然したことを言ひ得ぬのはかへすくも残念です。

本圖索引表(二六)―(六〇)について、各人の持株の沿革を調査すると、左の通である。

(二六)伊勢屋嘉兵衛(松岡氏) 天保七年五月十九日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年十一月五日御赦免。

(二七)鹿嶋屋利右衛門(鹿嶋氏) 天保十四年十二月新規札差十五人の一人、當時は利左衛門といひしを、安政四年十一月利右衛門と改名す。

鹿嶋屋利助(鹿嶋氏) 起立伊勢屋清右衛門株、安永四年六月後藤屋久八讓請、天明二年十二月後藤屋茂兵衛讓請、天明五年二月伊勢屋利助讓請、仲間入。天保十三年四月鹿嶋屋と改む。

(二八)下野屋鐵吉(増淵氏) 起立和泉屋長十郎株、寶曆十一年二月下野屋又兵衛讓請、嘉永二年十一月不如意に付退業、右跡へ下野屋鐵吉加入。

下野屋十右衛門(松本氏)

(二九)鹿嶋屋清兵衛(鹿嶋氏) 天保十四年新規札差十五人の一人。

鹿嶋屋清助(鹿嶋氏) 起立笠倉屋平八株、文政九年九月上總屋德兵衛讓請、天保十二年十月坂倉屋林右衛門讓請、安政六年九月鹿島屋清助讓請、仲間入。

鹿嶋屋清三郎(鹿嶋氏) 起立平野屋傳兵衛株、享保十四年十月伊勢屋勘兵衛讓請、元文二年正月

伊勢屋岩松讓請、同六年正月宗三郎と改名、右株天保九年七月伊勢屋善藏讓請、文久元年九月鹿嶋屋清三郎讓請、仲間入。

鹿嶋屋貢吉(鹿嶋氏) 天保十四年新規札差十五人の中染谷次助株、安政六年九月鹿嶋屋貢吉讓請、仲間入。

(三〇)坂倉屋平吉(武野氏) 起立人近江屋清兵衛、享保十九年三月佐平次と改名、同人株、天保十二年四月坂倉屋平吉讓請、仲間入。

坂倉屋由次郎(中村氏) 起立人藤田屋與八、嘉永二年四月不如意に付退業、右跡へ同月伊勢屋喜三郎加入、安政三年正月坂倉屋由次郎讓請、仲間入。

(三一)伊勢屋三郎右衛門(高柳氏) 起立小川屋勘左衛門株、寛保三年六月讓請、仲間入。
(三二)十一屋善八(大谷氏)

(三三)伊勢屋彌兵衛(高田氏) 起立伊勢屋市三郎株、文化六年九月松坂屋市藏讓請、文政十二年六月伊勢屋彌兵衛讓請、仲間入。

(三四)永岡屋勝左衛門(永岡氏) 天保十四年新規札差十五人の中永岡儀兵衛株、元治元年十月永岡屋勝左衛門讓請、仲間入。

(三五)笠倉屋喜右衛門(林氏) 起立下野屋孫右衛門株、寛保三年十一月笠倉屋文三郎讓請、寶曆十二年

七月笠倉屋喜右衛門讓請、仲間入。

(三六)伊勢屋清左衛門(中村氏)

伊勢屋嘉左衛門(中村氏) 起立紀伊國屋權三郎株、元文三年九月下野屋十兵衛讓請、右十兵衛株、寛政九年十一月組合伊勢屋幾次郎・同清左衛門・和泉屋喜平次の持株となる。寛政十二年十二月大和屋彦七讓請、右彦七弘化四年十二月退業に付、伊勢屋長次郎引請、嘉永五年九月嘉左衛門と改名。

伊勢屋富之助(中村氏) 起立田村屋長左衛門株、寛政三年八月松坂屋利兵衛讓請、寛政十二年六月松坂屋爲助讓請、天保三年十一月伊勢屋富之助讓請、仲間入。

(三七)伊勢屋彌太郎(外山氏) 起立庄内屋久兵衛株、享保十四年十月坂倉屋權兵衛讓請、寛保三年十一月三河屋彦兵衛讓請、安永二年五月泉屋九兵衛讓請、文化十五年三月伊勢屋恒藏讓請、仲間入。文政三年五月忠兵衛と改名、天保七年十一月廿一日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年閏五月十七日御赦免、その後彌太郎と改名す、但し改名の年月不明。

伊勢屋彌吉(外山氏) 起立大口屋源七株、元治元年二月讓請、仲間入。

(三八)上總屋源七(山本氏) 起立相模屋久兵衛株、寛政九年九月讓請、仲間入。

上總屋源三郎(山本氏) 起立人坂倉屋市郎兵衛、年號不明甚兵衛と改名、同人株、文久二年十二月上總屋源三郎讓請、仲間入。

(三九)利倉屋八右衛門(若林氏) 起立堺屋金兵衛株、寛政三年十一月利倉屋五兵衛讓請、仲間入。弘化四年正月八右衛門と改名。

(三〇)坂倉屋清兵衛(酒井氏) 起立中村屋太右衛門株、享保十九年三月大和屋九兵衛讓請、寶曆十二年九月坂倉屋清兵衛讓請、仲間入。

坂倉屋米次郎(庭屋氏) 起立人大口屋長兵衛、嘉永五年久兵衛と改名、同人株、萬延元年六月坂倉屋米次郎讓請、仲間入。

(三一)青地四郎左衛門 家號伊勢屋、文久二年五月苗字御免にて青地を稱す。

伊勢屋總右衛門(青地氏) 起立人伊勢屋藤十郎、延享三年正月源十郎と改名、同人株、文化十二年三月伊勢屋總右衛門讓請、仲間入。文政九年の札差仲間株帳その他に惣右衛門とあり。

伊勢屋惣次郎(青地氏) 起立下野屋惣十郎株、寛保三年六月大和屋瀧之助讓請、明和六年十二月伊勢屋善兵衛讓請、安永二年十月伊勢屋伊兵衛讓請、文政十一年七月伊勢屋惣次郎讓請、仲間入。

(三二)小玉屋權左衛門(山口氏) 享保十八年八月助四郎と改名、元文元年十二月再び權左衛門と改名。
大和屋與兵衛(吉田氏)

(三三)井筒屋八郎右衛門(夏目氏)

井筒屋義兵衛(夏目氏) 起立水戸屋吉兵衛株、明和八年四月松屋八左衛門讓請、文化七年十一月

下野屋半六と家名共改む、文政四年八月井筒屋義兵衛讓請、仲間入。

井筒屋三右衛門(米津氏) 起立大内屋市兵衛株、享和三年七月井筒屋久右衛門讓請、仲間入。文化十二年九月三右衛門と改名。

井筒屋庄兵衛(藤井氏? 齋藤氏?) 起立人長嶋屋八郎兵衛、享保十六年八月久太郎と改名、同人株、寛延二年十一月伊勢屋安兵衛讓請、安永二年十二月右安兵衛駈落に付、安永三年十月組合より御番所に出願の上、井筒屋庄兵衛仲間入。

(三〇)山田屋金右衛門(關口氏)

(三一)松坂屋市右衛門(和田氏) 起立岡田屋市太郎株、元文五年正月讓請、仲間入。

(三二)伊勢屋市右衛門(高橋氏) 起立大口屋次郎右衛門株、文政六年三月伊勢屋龜三郎讓請、文政十年六月伊勢屋市右衛門讓請、仲間入。

(三三)笠倉屋彌七(佐藤氏) 起立鹿嶋屋善四郎株、明和四年十一月伊勢屋善三郎讓請、文化六年八月笠倉屋彌七讓請、仲間入。

(三四)和泉屋源兵衛(伊藤氏)

和泉屋權太郎(伊藤氏) 起立近江屋傳兵衛株、明和七年九月讓請、仲間入。

和泉屋多七(細谷氏) 起立相模屋佐平次株、安永七年三月菱屋政次郎讓請、文政七年五月武右衛

門と改名、文久三年九月和泉屋多七讓請、仲間入。

(三九)和泉屋喜平治(中井氏)

和泉屋喜四郎(中井氏) 起立人坂倉屋長兵衛、享保十八年四月長三郎と改名、同人株、文政七年

八月和泉屋喜四郎讓請、仲間入。

和泉屋才兵衛(入山氏)

(四〇)坂倉屋万右衛門(渡邊氏) 起立伊勢屋長兵衛株、明和二年十二月讓請、仲間入。

(四一)伊勢屋幾次郎(青地氏) 起立上總屋清八株、享保十七年七月正木屋忠七讓請、明和二年二月伊勢

屋幾次郎讓請、仲間入。

(四二)坂倉屋仁右衛門(井田氏) 起立大口屋清七株、寶曆三年十二月坂倉屋助三郎讓請、寶曆九年正月

助太郎と改名、文政七年五月仁右衛門と改名。

(四三)坂倉屋七郎兵衛(井田氏)

(四四)伊勢屋清七(出口氏) 起立紀伊國屋喜兵衛株、元文二年二月讓請、仲間入。

(四五)伊勢屋四郎次郎(村林氏) 起立下野屋喜平次株、明和七年二月伊勢屋久四郎讓請、仲間入。文化

十二年九月四郎次郎と改名。

伊勢屋久右衛門(村林氏) 起立伊勢屋平右衛門株、天保三年六月讓請、仲間入。

伊勢屋万次郎(村林氏) 起立大口屋彌平次株、文久元年七月讓請、仲間入。

(四六)伊勢屋平左衛門(辻氏)

伊勢屋加右衛門(太田氏) 起立笠倉屋五郎兵衛株、寶曆九年五月伊勢屋嘉右衛門讓請、仲間入。

文政二年九月加右衛門と改名す。

(四七)坂倉屋助次(渥美氏) 享保之度古條目帳に坂倉屋助次郎とあり。

(四八)伊勢屋市郎右衛門(高橋氏) 起立東金屋甚兵衛株、安永八年十二月坂倉屋八九郎讓請、寛政三年

十二月八郎兵衛と改名、寛政八辰年十二月伊勢屋市郎左衛門讓請、仲間入。索引表に市郎右衛門とあるは市郎左衛門の衍。

(四九)坂倉屋喜右衛門(中村氏) 起立大口屋治左衛門株、寛保二年正月大口屋平十郎讓請、文化元年三月坂倉屋喜右衛門讓請、仲間入。

坂倉屋藤左衛門(中村氏) 起立田村屋喜左衛門株、享保十六年十一月伊勢屋庄五郎讓請、安政三年六月坂倉屋藤右衛門讓請、仲間入。索引表に藤左衛門とあるは藤右衛門の衍。

(五〇)伊勢屋四郎兵衛(村林氏)

(五一)坂倉屋長左衛門(内田氏) 起立人森田屋市郎兵衛、文政五年十二月坂倉屋源太郎と家名とも改め、天保十二年四月長左衛門、嘉永五年九月利左衛門、安政七年また長左衛門と改名。

(五)坂倉屋治兵衛(渥美氏)

(五)森村屋長左衛門(篠原氏) 起立太田屋市左衛門株、享保十九年六月大和屋惣左衛門讓請、寶曆五年十二月太郎次と改名、明和二年十二月小玉屋庄八讓請、寛政三年十二月松屋三郎次讓請、天保四年四月惣仲間持株となり、天保八年四月伊勢屋金五郎右持株讓請、萬延元年閏三月森村屋長右衛門讓請、仲間入。索引表に長左衛門とあるは長右衛門の衍。

坂倉屋和三郎(篠原氏) 起立伊勢屋喜兵衛株、文政四年十月森村屋次郎助讓請、仲間入。弘化二年三月長十郎と改名、嘉永五年九月和三郎と改名。

(五)近江屋三郎兵衛(戸木氏) 起立信濃屋市左衛門株、元文二年二月讓請、仲間入。

(五)坂倉屋作兵衛(中里氏) 起立溜屋庄助株、文化七年五月坂倉屋嘉兵衛讓請、仲間入。文政二年九月作兵衛と改名。

坂倉屋嘉兵衛(中里氏) 起立小島屋酉之助株、弘化四年十二月讓請、仲間入。

(五)松屋佐吉(飯塚氏) 起立人山口屋甚兵衛、天明八年七月佐吉と改名、寛政六年十二月松屋と家名を改む。天保七年五月十九日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年十一月五日御赦免。

松屋傳之助(飯塚氏) 起立大口屋八兵衛株、文政四年十月讓請、仲間入。天保七年七月四日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年閏五月十七日御赦免。

(五七)大口屋彌右衛門(竹内氏) 起立人木村屋太兵衛、寶曆七年五月藤右衛門と改名、同人株、寛政九年二月大口屋彌右衛門讓請、仲間入。

大口屋猪三郎(竹内氏) 起立伊勢屋六兵衛株、享保十七年五月大口屋平兵衛讓請、天保十二年十月大口屋猪三郎讓請、仲間入。

(五六)泉屋茂右衛門(丹羽氏) 起立増田屋四郎左衛門株、寶曆十二年二月讓請、仲間入。

(五九)泉屋甚左衛門(住友氏) 起立松葉屋與右衛門株、享保十二年正月柳屋傳藏讓請、延享三年五月伊賀屋善兵衛讓請、寛延三年四月家號を泉屋と改め、寶曆五年十一月甚左衛門と改名す。

(六〇)坂倉屋丈六(吉岡氏) 起立笠倉屋平十郎株、寛政八年十二月讓請、仲間入。

傳手に(六一)以下について説明を加へやう。札差仲間は銘々札旦那の依頼を受けて米の賣方を引請けてゐたが、實際上賣捌の手續をする者を賣方といふ。札差は之に對し自分が請取る手数料即ち百俵に付金二分の中から二朱だけを賣方に分けた。この賣方を引括めて背附仲間といひ、寛政頃には三十六人あつた。彼等の詰所が即ち(六一)札差附賣方詰所である。(六三)料理店誰ヶ袖は札差仲間を定顧客とする。(六三)以下の水茶屋も同様であるが、(六五)の福本植木屋二軒は番號が一つなので、一寸不思議に感ずる。一軒の店で違つた名義の札差株を持つてゐたやうに、一軒の水茶屋に二枚の看板があつたか、些細のことではあるが判然しない。

元治二年四月の札差人名中から右七十四人の氏名を除き、残り二十七名につき、その持株の沿革を調べて、最初の持主即ち享保度天保度の札差名前にかへつて見ると、左の通である。享保以來家名連続の分は、元治二年當時の札差名前には●を附す。

(1) 上總屋庄助(工藤氏)

(2) 町屋伊左衛門 同人株、享和三年七月坂倉屋直次郎讓請、仲間入。文政二年七月新右衛門と改名、文政六年七月吉右衛門と改名、又天保七年七月金六と改名(北原氏)。

(3) 江原屋佐兵衛 同人株、寛政五年十一月伊勢屋忠兵衛讓請、文化七年二月松本屋乙吉讓請、文化九年五月唯吉と改名、文政八年九月伊勢屋市十郎讓請、仲間入(高橋氏)。

(4) 大和屋吉右衛門 同人株、安永六年七月溜屋太七讓請、天明五年五月大口屋平左衛門讓請、文政九年十二月伊勢屋嘉十郎讓請、嘉永七年四月坂倉屋富三郎讓請、仲間入。安政四年四月音吉と改名(内田氏)。

(5) 相模屋庄兵衛(藤井氏? 齋藤氏?)

(6) 上總屋忠兵衛 同人株、文久四年二月坂倉屋鐘太郎讓請、仲間入(谷口氏)。

(7) 尾張屋八右衛門 起立人尾張屋八右衛門、寛延二年十月八左衛門と改名、同人株安永七年正月坂倉屋太郎兵衛讓請、仲間入(西谷氏)。

(8) 伊勢屋喜太郎(三宅氏)

(9) 堺屋伊兵衛 同人株、天明八年十二月坂倉屋嘉七讓請、仲間入。文政二年九月加七と改名(大角氏)。

(10) 三河屋清兵衛 同人株、明和五年四月小濱屋平助讓請、天保六年八月坂倉屋治郎八讓請、仲間入(渥美氏)。

(11) 紀伊國屋三郎兵衛 同人株、元文二年正月坂倉屋金右衛門讓請、明和二年十二月坂倉屋與惣兵衛讓請、仲間入(服部氏)。

(12) 利倉屋庄左衛門 同人株、文久二年九月坂倉屋安兵衛讓請、仲間入(酒井氏)。

(13) 吉田屋七兵衛 同人株、寛保三年十一月坂倉屋權八讓請、文化二年十月峯村屋角次郎讓請、仲間入(加藤氏)。

(14) 坂倉屋七兵衛 同人株、寶曆八年五月伊勢屋安右衛門讓請、仲間入(松本氏)。

(15) 東屋權右衛門 同人株、年號不明菊川屋久次郎讓請、元文六年二月利倉屋吉右衛門讓請、寶曆五年二月利倉屋甚兵衛讓請、安永五年十二月右甚兵衛駐落に付御願申上、組合にて預り置、安永六年三月伊勢屋喜八讓請、寛政九年九月利倉屋吉郎兵衛讓請、仲間入。天保七年七月源右衛門と改名(原氏)。

(16) 伊勢屋半兵衛 同人株、寶曆七年三月利倉屋勘兵衛讓請、仲間入(相磯氏)。

(17) 大坂屋彌惣兵衛 同人株、享保十二年七月坂倉屋小平次讓請、仲間入。文政十二年九月治郎左衛

門と改名(渥美氏)。

(18) 木屋庄三郎 同人株、寛保三年十二月伊勢屋喜三郎讓請、安永四年十二月米屋政八讓請、寛政十二年正月伊勢屋與兵衛讓請、仲間入(村林氏)。

(19) 武藏屋茂平治 同人株、享保十三年九月伊勢屋四郎三郎讓請。右四郎三郎札旦那對し不調法有之、元文二年四月廿八日名前被召上候處、仲間一同御願申上、右明名題へ同年五月十八日伊勢屋宗四郎御書加。寛政八年斧屋吉兵衛讓請、文政三年十二月伊勢屋與八讓請、仲間入(門松氏)。

(20) 日野屋吉左衛門 同人株、享保十六年九月井筒屋萬五郎讓請、延享二年四月甚三郎と改名、天明元年四月伊勢屋七兵衛讓請、仲間入(中井氏)。

(21) 上總屋五郎右衛門 同人株、享保十二年正月伊勢屋次郎助讓請、明和七年九月伊勢屋勘右衛門讓請、寛政元年二月伊勢屋兵右衛門讓請、仲間入(佐久間氏)。

(22) 大口屋治兵衛 同人株、明和四年十一月伊勢屋太兵衛讓請、安永八年十月茂兵衛と改名、天明八年三月伊勢屋彌兵衛讓請、仲間入(猿橋氏)。

(23) 備前屋長八 長八儀年號不明長助と改名、同人株寛保元年五月伊勢屋伊兵衛讓請、天保七年十一月廿一日御咎之儀有之、札差御取放、弘化三年閏五月十七日御赦免、其の後不如意に付、弘化五年正月退業相願、右跡坂倉屋義兵衛讓請、仲間入(井田氏)。

(24)野中屋惠左衛門 同人株、享保十二年正月後藤屋七右衛門讓請、仲間入(後藤氏)。

(25)乘田屋藤左衛門 同人株、享保二十一年二月後屋儀兵衛讓請、寛政元年十二月家名共改めて森村屋次郎兵衛(鈴木氏)といふ。慶應二年十二月森村屋長三郎讓請、仲間入。

(26)乘田屋藤兵衛 同人株、享保十一年十月伊勢屋喜十郎讓請、仲間入(堀口氏)。

(27)仙波太郎兵衛 天保十四年新規札差十五人の中。同人株、安政七年二月相澤屋作藏(仙波氏)讓請、慶應元年九月伊勢屋盈次郎讓請、仲間入。

幸 田 成 友